

STOP!子ども虐待

子ども虐待とは、子どもの体と心の成長、人格の形成に深刻な影響を与える、重大な権利侵害です。また、世代をこえて虐待の連鎖につながる恐れがあります。

子どもへの虐待とは・・・

親や親に代わる保護者によって、18歳未満の子どもの心や体に加えられる有害な行為のことをいいます。

子どもの虐待には大きく分けてつぎの4つのタイプがあり、これらが重複して起こることもあります。

身体的虐待

なぐる、ける、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、溺れさせる、やけどを負わせる など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィーの被写体にする など

ネグレクト（養育の放棄・怠慢）

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院へ連れて行かない など

心理的虐待

言葉によるおどし、無視、きょうだい間で差別的な扱いをする、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV） など

しつけのためにしてる？「虐待」？

「虐待」かどうかの判断には、子どもの側から見る視点が必要であり、親の意図とは無関係です。

親が子どもの「しつけ」だと思っても、その行為が子どもの心身を傷つけるのであれば「虐待」です。もちろん、子育てをする上で「しつけ」は重要です。しかし、ケアやフォローが不十分な「しつけ」は、子どもにとっては「虐待」と変わりません。

「しつけ」と「虐待」の違いは、親の言い分によって決まるのではなく、親の行為がおよぼす影響によって判断されるのです。

虐待が子どもに及ぼす影響

虐待は、子どもたちの身体や心に深刻な影響を与えます。

○身体への影響

暴力による、打撲傷や切り傷などのケガを負ったり、発達・発育の遅れが見られることもあります。

○心理面への影響

人との信頼関係が持てず、いつも人に対して身構えていたり、すぐに興奮して暴れたりするなど、様々な問題行動を引き起こすこともあります。

また、極度の自己嫌悪や自殺願望、アルコールや薬物依存に結びつくこともあります。

○行動面への影響

虐待から逃げ出すために、家出や徘徊をしたり、非行に走る子どももいます。

○虐待の世代間連鎖

最近の研究では、虐待を受けてきた子どもが大人になり、自分の子どもに対して虐待を行うなど、虐待の世代間連鎖も指摘されています。

虐待する親の背景には・・・

○子育ての悩み ○周囲からの孤立 ○家庭の不和 ○経済的な問題
○親自身が虐待を受けて育ってきた
などの様々な要因やストレス、葛藤があります。
そして、苦しんでいても助けを求められずにいます。
親を非難するだけでなく、家庭を支援していく必要があります。

乳幼児揺さぶられ症候群

赤ちゃんを激しく揺さぶらないで

赤ちゃんがなにをやっても泣きやまないと、イライラしてしまうことは誰にでも起こり得ます。しかし、泣きやまないからといって、激しく揺さぶらないでください。赤ちゃんや小さな子どもが激しく揺さぶられると、見た目にはわかりにくいですが、頭(脳や網膜)に損傷を受け、重い障害が残ったり、命を落とすこともあります。どうしても泣きやまない時は、赤ちゃんを安全な所に寝かせて、その場を少しの間でも離れ、まず自分をリラックスさせましょう。



児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。あなたの1本のお電話で救われる子どももいます。
児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。
いち はやく 189
連絡は匿名で行うことも可能です。
連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。
お住まいの地域の児童相談所につながります。
厚生労働省

子どもを虐待から守るには？

いま、児童虐待が大きな社会問題となっています。

児童虐待の防止等に関する法律では、虐待の疑いがある場合は、誰でも連絡(通告)する義務があると定められています。

これは、児童虐待が子どもとその親に深刻な事態をもたらすのを防ぐため、さらに、早期発見・早期ケアが大切だからです。

あなたの連絡(通告)・相談が子どもを守るとともに、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。

虐待を受けたと思われる
子どもがいたら。

ご自身が出産や
子育てに悩んだら。

子育てに悩む
親がいたら。

児童相談所や市町村の相談窓口にご連絡ください。

間違いをおそれず連絡してください。匿名でもかまいません。
連絡(通告)は子どもを守るためのものです。
連絡した人や連絡内容に関する秘密は守られます。

児童相談所
全国共通
ダイヤル

いち はやく 189

神石高原町保健課 TEL0847-89-3368
東部こども家庭センター
TEL084-951-2340

子ども虐待防止に、あなたができること！

隣人として「声をかける」

「気になる？」と思ったら積極的に連絡（通告）してください。

相談（通告）は、保護者を告発することではなく、援助のはじまりです
子どもも大人も助けを求めています。

あなたの早期連絡によって守れる未来があります。

子どものサインに気づいてください！

虐待をされ続けて育った子どもは、それが当たり前と思い込み、助けを求め
ることをしないことがあります。

また、乳幼児は助けを求めすることもできません。周りの誰かが気づくこと
が、早期解決につながります。

～～虐待に気づくためのポイント こんなことがあったら～～

子どものようす

- ◆不自然な傷が多い
- ◆表情が乏しい
- ◆態度がおどおどしている
- ◆家に帰りたがらない
- ◆食事に対して異常な執着を示す
- ◆他の子どもに対して乱暴である
- ◆衣服や身体が非常に汚れている
- ◆性的なことに過度に関心がある
など

親のようす

- ◆子どもへの態度や言葉が否定的である
- ◆子どもをしょっちゅうたたいている
- ◆子どもがなつかない
- ◆子どもが病気やけがをしても、病院に連れていかない
- ◆子どものけがや傷あとについての説明が不自然
- ◆子どもを置いてたびたび外出する
など

子どもを守る5か条

- ①「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告)（通告は義務＝権利）
- ②「しつけのつもり」は、言い訳（子どもの立場で判断）
- ③ひとりで抱え込まない（あなたにできることから即実行）
- ④親の立場より子どもの立場（子どもの命が最優先）
- ⑤虐待はあなたのまわりでも起こりうる。（特別なことではない）

町では、地域のみなさんや関係機関が連携し子どもの虐待などを防止するために、**神石高原町子育て支援ネットワーク**をつくっています。

子どもが健やかに育ち、また地域の中で親が安心して子育てできるように支援していきます。

